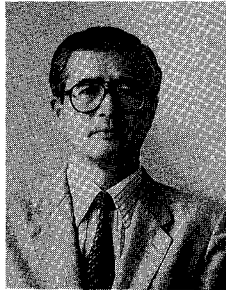


招待論文
INVITED
PAPER

招待論文

日本近代都市計画の成立期：研究の課題と成果

THE FORMATIVE YEARS OF JAPAN'S MODERN URBAN PLANNING : RESEARCH ISSUES AND ACCOMPLISHMENTS



渡辺俊一

Shun-ichi J. WATANABE

工博 東京理科大学教授
(〒278 野田市山崎 2641)**Key Words** : comparative planning, western modern planning, City Planning Act of 1919, planning history

本稿は、日本近代都市計画における「旧法の成立期」という研究テーマに関する、いわば自己解題である。

以下では、まず同テーマの研究的意義を述べ、次いで筆者の観点からする分析枠組と基本的設問を提示する。その上で、明治末年・大正初期という時代背景の中に同テーマを投入し、そこでの解かれるべき課題を具体的に確定する。最後に、これらの課題に対して、従来いかなる研究成果が明らかにされたかをレビューし、今後の研究方向を示唆する。

はじめに断っておくが、本稿の主要目的は、日本近代都市計画の成立期に関して、詳細な「解答」を提示することではなく、むしろその「課題」を提示すること、否より正確には、課題設定の理論枠組を提示することである。このようなやり方を通して、都市計画史研究における「方法論」的思考の重要性を示すことができれば幸いである。

1. はじめに

1992年、都市計画法は大改正された。この法律が、わが国の都市計画・まちづくりの中心に位置する重要な法律であることは、周知のとおりである。

今回の改正は、四半世紀ぶりの大改正であると報じられ、もはや今世紀中には再度の大改正はないだろうとも言われる。

この改正の意味するところは何か？ わが国の都市計画は今、どこからどこへ行こうとしているのか？ この問いに答えるためには、すこし長い視野で、つまりわが国都市計画史という波長の中で、眺める必要がある。

2. 問題の所在

明治維新の開国以来、125年ちかい歳月がたつ。この

間の都市計画の歩みを「四半世紀」という物差しで測ってみよう。

(1) 都市計画法制の変遷

明治政府にとって、わが国の主要都市をいかに近代化していくべきかは、内政上の重要課題であった。むろん当時は「都市計画」の制度も、概念も、そして用語も存在しなかった。そして、現在の「都市計画」にあたる「市区改正」が制度化されるまでには、21年間を要した。この間、四半世紀の1目盛りがむなしく過ぎた。

明治21年(1888年)わが国最初の都市計画法制ともいべき「東京市区改正条例」が制定された。これに基づいて首都・東京の中心部では、道路等の都市インフラ建設を中心とする都市改造事業がすすめられた。この期間が約30年間、つまり、もう1つの四半世紀であった。

第1次大戦後、東京のみならず他の大都市でも工業化がすすみ、都市問題が深刻化した。とくに東京では、郊外をどのようにコントロールするか、が大問題となった。そこで大正8年(1919年)東京市区改正条例にかわって「都市計画法」とその姉妹法である「市街地建築物法」が制定された。こうして、都市計画と建築規制に関する基本法が一体的に定められ、全国に適用されるようになった。この都市計画法はふつう「旧法」、市街地建築物法は「物法」とよばれている。

物法は戦後(1950年)建築基準法へと改正されたが、旧法の抜本的改正は大幅に遅れ、1968年におこなわれた。つまり、都市計画法に関しては、戦前・戦後高度成長期まで約50年間、つまり四半世紀の2コマ分が続いたことになる。

戦後の高度成長期にはいり、大都市の周辺部でのスプロール問題が深刻になった。昭和43年(1968年)都市計画法は抜本的に改正され(以下「新法」という)、同

時に建築基準法も大改正された。そして今回、地価高騰の中で再度の大改正に至るわけであるが、この間がもう1つの四半世紀であった。

こうして振り返ると、四半世紀の尺度でかぞえて、無法制の時期が1コマ、市区改正が1コマ、旧法が2コマ、そして新法が1コマの合計5コマ、これがごく大まかな時代区分になる。ここで旧法の時期の長さが目につく。

(2) 各改正の課題

都市計画法制の改正は、それぞれの時代を反映しており、いつもその時どきの固有な都市問題に対応し、具体的な課題を担ってきた。つまり、市区改正では帝都の都心改造、旧法では郊外コントロール、新法ではスプロール防止、そして今回は地価対策である。

しかし、相違点もある。旧法・新法の前2回がいずれも大都市の外周部問題への対応であったのとは対照的に、今回はまさに大都市の内部問題であった。これは見方によっては、わが国の都市計画が永年悩まされてきた大都市の膨張をコントロールするという、量的拡大の課題から一転して、いまや内部市街地のコントロールという、質的充実の課題の時代に入ってきた、ともいえよう。

今回の改正でとくに注目されるのは、市区改正・旧法・新法を通じて、大きくのしかかっていたインフラ整備という課題にかわって、はじめて土地利用規制という課題が重大な争点として浮かび上がってきた点である。筆者の見るところでは、これは土地利用規制の「強化と柔軟化」という、しばしば対立する重要な2つの論点を内包している。

(3) 規制の強化・柔軟化

規制の強化という点は、従来の「弱い公共介入」型の都市計画への批判に基づいている。わが国都市計画の最大のウィークポイントは、土地利用計画・規制が、法の建前と運用の両面において「緩やか」なことであり、そのためインフラ未整備の無秩序な市街化をゆるしてきたという批判である。

規制を「厳しい」ものにすること、つまり「強い公共介入」へと導くことこそ、近代都市計画の基本的方向である、とされた。このような規制の強化としての「近代化」を推進するのが、わが国都市計画界の永年の悲願であり、またじつ々々にはあるが、歩みを進めてきた方向でもあった。

しかし、規制の強化ははまだ不十分であったことが、1980年代末における地価高騰によって痛感された。政府はこの問題に対処するために、土地取引の規制、土地融資の規制、土地税制の強化等の施策を実施したが、その一環として土地利用規制の強化をめざして、今回、都市計画法を改正したのである。その代表例が、住宅系用途地域の細分化であった。

他方、規制の柔軟化という点ではどうか。じつは近代

都市計画のやり方にも、ある種の問題が内在した。すなわち「厳しい」規制をめざす近代都市計画は、しばしば事前確定的に規制基準の詳細化をはかり、また画一的で硬直的な運用をおこなう傾向があった。これが、近年の激変する経済社会状況のもとでは、柔軟性に欠けるものとして批判された。とくに1980年代、経済構造の変化によって生じた都市内用地の大規模な用途転換にさいして、規制の柔軟化を求める声が大きくなった。

(4) 近代化とポストモダン

これは、歴史的にみれば「近代化」の内部にひそむ事前確定性・画一性・硬直性などへの傾向に対する批判であり、柔軟性や多様性をもとめる「ポストモダン」的状況の出現と解することもできる。

しかし同時に、規制の「柔軟化」はしばしば無制限で一律的な「緩和」へと変質してしまう危険をはらんでいる。こうして規制の強化と柔軟化とは、対立しうる構造をもっている。「厳しく」かつ「柔軟な」規制をいかにして達成するか？ 近代化とポストモダンを如何に調和させるか？ これが今回の重要なテーマであり、今後も問われ続けられる課題であろう。

今回、それへの答えとして「誘導容積制度」が登場した。すなわち、地区レベルで規制の強化、つまり指定容積率の切り下げ(ダウンゾーニング)をすすめると共に、その容積率を超える分については一定の条件つきで柔軟に対処するという方式である。その実効がどのようになるかは今後の問題ではあるが、少なくとも現在の時点ではいえることは、次の点であろう。

つまりわが国都市計画は、一方では未だ近代化の推進を、他方ではその次なるポストモダンの局面への対応を迫られており、この両者を同時並行的に追求せざるをえない状況にある、と。このような「2重の課題」という史的文脈のうちに、われわれは立たされているのではあるまいか。

(5) 「都市計画」の誕生

過去、百年間以上にわたり、われわれの眼前に立ちだかかってきたのは、都市計画の「近代化」という大課題である。いま必要なことは、現時点からみて、その「近代化」の達成の度合いを正確に測り、その変質の方向的確に探ることである。

周知のとおり、「近代」は学問・技術の分野ごとに、それぞれに大きく異なる文脈で理解されている。たとえば建築の分野では、1920年代の近代建築運動とその影響をさす。わが国都市計画の分野では、くわしくは後で述べるが、19世紀後半から20世紀初頭にかけて欧米で成立した都市計画をさすのが普通である¹⁾。わが国の近代都市計画も、それとの密接な関連の中から成立した、と考えられる。

そこで本稿では、日本近代都市計画の出発点である大

正の「旧法の成立期」に着目しようと思う。この時期こそ「都市計画」という日本語が作られ、都市計画技術とその概念が形づくられ、都市計画制度としての法律・組織・官僚制等が形成された重要な時期である。まさに都市計画が「誕生」した決定的な時期である。

日本近代都市計画の端緒である旧法は、いったい如何なるプロセスを経て作られたのか？そしてそれは、プロダクトとしては如何なる特徴を有するのか？一言でいえば、日本の「近代都市計画」はいかなるものとして「誕生」したのか？われわれは、以下でその出生にまつわる諸問題に焦点をあててみたい。

3. 分析の枠組²⁾

(1) 比較都市計画の視点

都市計画とは、都市（より広義には人間定住地）の物的な状況の改善という主要目的にむけて、これに関連する手段的諸要因を計画的にコントロールしようとする社会的技術である。つまり一言でいえば、都市を多少とも計画的に建設しようとする営みである。このような営みは、経済社会の体制のいかんを問わず、人類の歴史とともに古い。

かかる都市計画技術を研究対象とする都市計画学において、筆者の方法論的視点は「比較都市計画」である。つまり、各国各時代の都市計画を相互に比較することによって、個別の都市計画技術（ひいてはその普遍的な姿）の本質を理解しようとする。

その方法は、まず第1に、個別の都市計画技術の多様な側面（たとえば、法制・行政・財政・組織・運動・人物・計画案・開発実態・思想・観念・概念など）について、とくに他と比較して異なる「個性的な」諸特徴を洗いだして、それを体系的に整理する。そのさい、対象となるのは法制や思想であっても、その分析はあくまでも都市計画技術としての意義づけ、という観点からおこなうのは言うまでもない。

第2に、その上で、なぜそのような形をとっており、なぜそれ以外の形をとっていないかを、社会的・歴史的な諸要因によって説明する。そのさい、説明要因として用いる知見は、かならずしも都市計画学の側で新たにつくり出す必要はなく、関連分野の既往研究のなかで探し出していい。問題は、その適切な借用・応用であって、それ自体の新発見ではない。

(2) 国際比較と都市計画史

比較は、複数の観察対象を必要とする。それは、複数の国の都市計画どうしの場合もあるし、特定の国の異なる時代の都市計画どうしの場合もある。前者の場合が国際比較であり、後者の場合が歴史研究となる。国際比較と都市計画史とを縦横に絡みあわせて論ずるのが、比較都市計画のポイントとなる。

このような比較都市計画の研究を進めていくと、どうしても避けて通ることのできない重要な概念が眼前にたち現れる。それが「欧米近代都市計画」である。近年、欧米近代都市計画は大きな曲がり角にさしかかり、根元的な批判にさらされている。筆者の根底を流れる問題意識は、比較都市計画の立場から、このような欧米近代都市計画の特殊性を批判的に再検討し、その相対化をめざすことである。

では、いったい欧米近代都市計画とは何か？

(3) 欧米近代都市計画の出現

19世紀後半から20世紀初頭にかけて、西欧・北米諸国では、突如として従来とまったく異なるスタイルの都市計画が現れた。

世界でもっとも早く産業革命を経験したこれら諸国では、その結果として、急速な工業化・都市化にみまわれ、深刻な都市問題が発生した。それに対処するため、都市の物的構造や物的環境を公共の手によって、総体的にコントロールしようとする社会的技術が生まれた。これが、欧米近代都市計画である³⁾。

近代都市計画は、まずドイツ、イギリス、アメリカ等の先進工業諸国で出現した。これらの国では産業革命の結果、工業都市が急成長し、たえまない拡大膨張をつづけた。工場街、スラム街、郊外住宅地といった未経験の都市空間が作りだされ、また工業労働者・中産階級という新たな社会階級が生まれ出された。

欧米近代都市計画は一貫して、おそろしい勢いで膨張しつづける非人間な存在としての工業大都市をいかにして合理的なコントロールのもとに置くか、という課題を追究しつづけた。そしてその主要関心は、徐々に政治力を強めていた中産階級の居住する、郊外新市街地の計画的開発にむけられた。

これに較べると、フランス第2帝政下、ジョルジュ・オースマン (Georges Haussmann) によって進められたパリ改造事業は、19世紀中葉の偉業ではあるが、工業大都市の課題以前の、都市内部における改造事業であり、欧米近代都市計画からみるとその「前史」としての性格が濃厚である。

(4) 「都市計画」の世界的伝播

欧米近代都市計画は、その成立過程で「都市計画」という用語を作りだし、都市計画技術を発展させ、都市計画の目標とする都市イメージを作り上げていった。

今日われわれが「都市計画」とよぶ用語は、この時期各国語で形成されたのである。“City Planning” (米)、“Town Planning” (英)、“Urbanisme” (仏)、“Städtebau” (独) 等がそれである。

日本語の「都市計画」の形成も、その一環として位置づけることが可能である。この語が古来からの漢語でないことは、現代中国では「城市規画」の文字を当ててい

ることからも明らかである。

欧米近代都市計画の技術面に着目するならば、建築線（独）、開発規制（英）、地域制（独・米）等の各種手法が、それぞれの国で生み出された。そして、国際交流を通じて相互に影響を与えつつ、計画技術として体系化されていった。一方、その観念面に着目すれば、各国の実際の都市の姿をこえて「望ましい都市像」に関する共通のイメージが徐々に広がっていった。そのもっとも典型的な例は、田園都市（英）であろう。

20世紀にはいと、世界的な規模で都市化が進展し、それにとまって理念型としての欧米近代都市計画は、当初の西欧・北米という枠を大きくこえて、世界中に伝播していった。ゆえに世界各国の近代都市計画の歴史は、欧米近代都市計画の世界的伝播との交点の軌跡として描くことが可能である。

（5）伝播・交点の図式

本稿の着目する「旧法の成立期」の文脈では、筆者は欧米近代都市計画の伝播との交点について、次のような図式を想定している⁴⁾。

すなわち、明治末年から大正初期にかけて、一方では市区改正をはじめとする、わが国の伝統的（traditional）・土着的（indigenous）・地方固有の（vernacular）「都市計画」技術、またはその萌芽が存在したはずであり、他方、それに対してドイツ・イギリス・アメリカ等から欧米近代都市計画の技術・思想等が伝播してきた。このような「内からの力」と「外からの力」両者のぶつかり合いの構造を解明するのがポイントとなる、と。

「外からの力」には、たんに全般的にジワジワと作用した力もあるが、反対に特定の契機（複数）を通して作用した力もあり、本稿はこれに着目する。具体的には、外来の著作・法令書・計画案、国際会議などのイベント、実地訪問などの体験等である。

肝要なのは、それらを通じての伝播が一般に、特定の人物（群）を通じておこなわれた点である。当時は現在と異なり、海外情報チャンネルとしての人材が限られていたため、彼らが欧米近代都市計画をいかに理解（または誤解・無理解）したかは、決定的に重要である。ここに、特定の人物の行動・発言に注目する「人物アプローチ」の有効性の根拠がある。

伝播にさいして、こちら側には「外からの力」を何らかの形で受けとめる社会的必要性があった筈である。それは、明治期の市区改正の限界であったかも知れないし、第1次大戦後の工業化にともなう都市状況であったかも知れない。これら「内からの力」に対して「外からの力」は、いかに有利に（または不利に・無関係に）作用したか？ 従来からの「土着的な都市計画技術」は、自律的に発展する可能性があったのか否か？

このような「内からの力」と欧米近代都市計画の「外

からの力」のぶつかり合いを、その歴史的・社会的背景を見すえながら解明することが必要である。

4. 基本的設問

さきに述べたように、本稿の中心テーマは、日本における近代都市計画の出発点としての「旧法の成立期」に向けられる。もうすこし厳密に言えば、これは（1）「旧法成立過程」という旧法にいたるプロセス自体の分析と、（2）こうして成立したプロダクトとしての「旧法体制」の特徴の分析とに、大きく2分される。

筆者の研究関心は、究極的には比較都市計画の立場から、このような旧法成立過程・旧法体制にみられる日本都市計画の技術的・社会的性格を、世界的スケールでの都市計画の史的発展の中で位置づけ、その日本の特徴を明らかにすることに向けられている。

以下では、その各々についての枠組の概要をしめし、そこで明らかにされるべき基本的課題を設問のかたちで示そう。

（1）プロセスとしての旧法成立過程

なぜ、日本近代都市計画の出発点にまでさかのぼるかといえば、一般に一国の都市計画の「個性」は、その成立期における当該社会の状況によって決定的な刻印を帯びる、と考えるからである。筆者はこのような仮説を「成立期テーゼ」とよんでいる⁵⁾。

仮にそうだとすると、なぜその出発点を明治期の市区改正ではなく、大正期の旧法におくのか。

その答えは、第1に時期的にみて、欧米近代都市計画の本格的伝播という文脈で見ると、市区改正はそれ以前の時期にあたるからである。第2に、内容的にみて、市区改正が範を求めたオスマンのパリ改造事業は、上述のとおり、欧米近代都市計画の中心課題である、工業大都市における郊外新市街地の計画的開発ではなく、既存市街地の改造であったという点である。

市区改正は、たしかに重要な「前史」として位置づけられるが、本稿のスポットライトはあくまでも旧法成立期に当てられる。

そこで、旧法成立過程に関して解かれるべき課題は、次のとおりである。すなわち、旧法はいつ、いかなる契機によって、どのような個人と機関により、いかなる段階をへて制定されるに至ったのか？ また、旧法における都市計画の技術内容は、何をベースとし、いかなるねらいをもって構想され、どのような議論によって最終的な形となったか？

（2）プロダクトとしての旧法体制

旧法・物法の両法によって、1つの新たな体制が形づくられた。それは、「都市計画」というテクニカル・タームであり、近代都市計画の計画システムであり、それを支える観念や利害状況であり、さらには都市計画という

未知の技術の担い手としての官僚制等である。

その総体を「旧法体制」とよぶならば、まさに旧法体制こそは、わが国都市計画をその後、半世紀以上にわたって支配しつづけた仕組として、歴史的にも現代的にもきわめて重要である。

旧法体制は、決して完全な形で成立したのではない、むしろ当時の特殊日本的な制約条件の下に、きわめて不完全な形でかろうじて発足したのであり、その意味では以降のわが国都市計画にとって「苦難の歴史」の原点としての意義がある。その形成期には、現在までも議論し続けている多くの論点がほば出揃っている。その点でもじつに興味深いテーマである。

そこで、旧法体制に関して、解かれるべき課題は、次のとおりである。すなわち、こうして成立した旧法体制の基本理念は何であり、その現実はどうであったか？ 旧法の当初のねらいはどの程度、達成されたのか？ さらに、その内容は、欧米近代都市計画や現代日本都市計画と比較すると、いかなる特徴をもつのか？ それは何故か？

5. 市区改正の限界：時代背景（1）

いま仮に、旧法が制定された大正8年の時点に立ちもどって考えてみると、すでに「明治の都市計画」としての市区改正が、約30年間にわたって行なわれていた。なぜその時点で「市区改正」条例の改正ではなく、新たな「都市計画」法の制定になったのか、この点を明らかにするためには、「都市計画」という「外からの力」を必要とし、それを可能とした日本側の時代背景を確認しておく必要がある。

そこで、以下では順に、（1）市区改正の限界、（2）都市構造の変化、（3）（旧法成立に直接タッチした）3人のパイオニア、について簡単に述べよう。

（1）東京市区改正⁹⁾

明治6年、大政官布告によって内務省が設置された。以来それは、明治・大正・昭和戦前期の75年間にわたって、地方行政・警察行政などを通じて内政をつかさどる強力な官庁となった。

内務官僚は、伝統的に自分たちをエリートとみなし、無知な国民を指導し育てていくという「牧民官」をめざした。また、明治以来の近代化の過程において、欧米の進んだ仕組み（必ずしも「思想」ではなく）を積極的にわが国に導入しようという「開明的」な態度を特徴とした。「都市計画」もそのような近代化の仕組みの一環として、大正期に始められたが、その前身は明治期の「市区改正」にさかのぼる。

明治維新後、あらたに首都となった東京では、城下町・江戸を近代都市へ大きく作りかえようという気運が盛り上がった。永年の紆余曲折をへて、明治21年に制定され

た「東京市区改正条例」⁷⁾は、帝都の改造事業をめざすわが国最初の「都市計画」法となった。

この条例は、当時の東京市の区域において営業・衛生・防火・通運など永久の利便を図るため、東京市区改正委員会（内務大臣所管）が議定し、内閣が認可したプラン（市区改正設計）について、東京府知事が事業を施行することを規定した。また、土地の収用・使用に関しては、別に「東京市区改正土地建物処分規則」⁸⁾を定めた。

明治22年に告示された最初のプランは、都市インフラ整備の青写真であり、その総事業費としては2,348万円を予定していた。条例によれば、事業のための特別税・補助金の収入合計は、年間30～50万円と規定されていたので、これは単純計算上では、47～78年分の事業に相当することになる。

つまり市区改正における「都市計画」の概念は、内容的には都市インフラ整備そのものであり、方法的にはまず正確な「設計図」を公定し、それを毎年すこしづつ施工していく方式であった。しかもこれは、帝都＝国の仕事とされた。すべての意味で、市区改正では「都市計画は<国家><百年>の計」であった。

事業実績でみると市区改正事業は、明治22年1月から大正7年末までの30年間に、総事業費5,058万円のうち、51%を道路費につき込み、都心部の幹線街路整備を中心に帝都の改造をおこなった。その他、水道・橋梁・河川・下水・公園・埋立なども含め、インフラ整備をすすめた。全体としての事業達成率は、公園で約6割、道路で約4割、市場・火葬場・墓地はゼロといった状況であった⁹⁾。また、土地利用規制については、ほとんど見るべきものはなかった。

（2）郊外化への対応

大正期に入ると、東京市区改正条例の限界がしだいに明らかになってきた。これに関連して、（1）郊外問題、（2）財源難、（3）他都市からの要求、の3つがあげられる。

第1に、郊外化への対応問題である。市区改正から旧法へのパトンタッチの時点で、池田宏（後出）の総括によると、当初計画のうち未成の重要事業は築港、下水道改良事業、上水道拡張事業の3つであり、新しいニーズによる未着の事業は、「市界確定」と「建築条例」の2つであるという¹⁰⁾。

ここで「市界確定」というのは、拡大中の郊外市街地にいかに行政的に対処するかという課題であり、また「建築条例」とは市街地全般での建築規制である。つまり、膨張する郊外もふくめた都市総体を物的にコントロールする必要が高まってきたのである。しかるに、都心部のインフラ整備のみを対象とする市区改正では、都市膨張に対応ができなくなってきたのである。

そして、その解決の方向は、

すみやかに、社会上・経済上の関係において、東京市と有機的に一体を構成すべき都府の区域に対して、あらかじめ大都市計画を確立して、これが企画処置をなす…¹¹⁾

ことになる。これによって市街地全体、とくに郊外をコントロールするための手法をいろいろ開発しようとするのである。のちに詳述するように、この方向は、現代風にいえば大都市圏計画であり、池田のいわゆる「都市有機体説」という独特の考え方のもととなっている。

(3) 深刻な財源問題

第2に、東京市区改正事業の最大の問題点は、財源問題の深刻化であった。

同制度の下では、大正7年(1918年)以降、18年間の財政予測によると、支出可能総額は1,141万円となり、これは年間63万円に相当する。当時(大正元~5年)の市区改正事業費は年間約250万円であったから、その1/4に減ることになる。さらにその後は、公債償還のため事業費がほぼゼロになると予測された¹²⁾。そこで、必要な事業費が旧来の「市区改正」の財源枠ではとても納まらないので、新たな財政のしくみを「都市計画」制度の中で作っていく、という方向をたどるのである。

(4) 他都市からの要求

第3に、東京以外の大都市でも、市区改正を要求する動きが顕著になってきた点である。

本稿では深く立ち入らないが、東京以外での市区改正への要求は、古くは、たとえば大阪府区部会の「市区改正ノ計画ヲ請フノ建議」(明治19年)にみられるように、同条例の制定以前からあった。そのような動きは断片的ではあったが、かなり全国的な広がりをもっており、各地における運動の進展は旧法制定へむけて無視できない力となった。また、明治30年以降の台湾・関東州・朝鮮などの外地における市区改正の進展は、内地の市区改正に対して重大な意義をもつと思われる。

明治末年には、横浜市・大阪市・神戸市などでも街路・水道などの都市インフラの整備に着手し、一応の成果を上げていた。しかし、さらに抜本的な都市改造を進めるためには、東京市区改正条例のような法的な根拠と財源の保障が必要である、との認識が高まった。

こうして大正期にはいり、第1次大戦後の工業化・都市化が急激に進むなかで、大阪市などの大都市において市区改正の実施を求める声が大きくなった。また建築界からは、都市における建築法制定の建議も提出されるようになった。これらが全部、合流して旧法制定の運動へと至るのである。

6. 都市構造の変化：時代背景(2)

(1) 膨張する東京

次に当時の都市状況について、そのもっとも顕著な東

京市を例に考えてみよう。

周知のとおり、江戸は一時、世界一の大都市であり、人口130万人ともいわれたが、戊辰戦争で半減し、その後また徐々に増加していった。市街化の前線は、明治40年前後に江戸の朱引き線の範囲を越えて拡大した。このことは、都市構造の変化という点で2重の意味をもつ。

第1は、東京市全体にわたって、過密化が進行した点である。大正9年ころの区・町・村の人口密度を調べてみると、東京市15区のなかで(皇居のある)麴町区を除くと、ぜんぶ200人/ha以上である。とくに東側では高密度であり、最高の浅草区では500人/haをゆうに越える過密状態になっている。

第2は、郊外化がおこり始めた点である。人口密度が100人/haという、すでに立派に市街地の密度をもつ区域が、市域を越えて周辺の町村へと進出している。郊外化は、まず西の方から起こり、山手線沿いの淀橋町や渋谷町などでは、町域全体で100人/ha以上になっている。これとは対照的に、東の方では、旧市街地の中は人口密度が高いが、そのすぐ外側では密度は激減している。

(2) 郊外コントロールの課題

郊外には、オフィス・官庁・学校などに勤務する、いわゆる新中間層がどんどん溢れ出ていき、旧市街地へ通勤するようになる。欧米に約半世紀おくれで、ようやく東京でも郊外化がおこり始めたのである。

しかし、その内容はかなり違っていた。なかには確かに富裕層の郊外居住もあったが、概して新中間層の住居形態は貧しく、公共の規制も保護もないまま郊外化が進行した点は、欧米諸国と違っていた。大正4年の国政調査によると、約9割の郊外住民は、40m²程度の小さな借家住いであった。いわゆる「洋服細民」といわれる人たちの「場末」的郊外が生まれてきたのである。

この点について池田宏は、

これから開発されんとする所に…適当な法制がありませぬために、非常に混乱を極め、今日の郊外町村、もしくは市の境界に近い(市内の、いわゆる東京で申せば山の手方面というような)所に、はなはだ不満足なる状況を見、また人口のききものも非常に密度(ママ)に過ぎる、家も建て込めすぎる、…それが乱雑になって居るといような訳で…後日市区の改正を必要とする地区が自然に出来てくる…¹³⁾

と、郊外コントロールの必要性を訴えている。

(3) 工場の進入

郊外問題と密接にからんで出てきたのが、工場問題であった。第1次大戦後の好況のなかで工業化がすすみ、従来の家内工業のスケールをこえる、音響・悪臭・ばい煙を吐き出す大工場が出現したのである。

東京の場合、工場は東側の河川沿い、海沿いに出来あ

がっていた。しかしこの時期にはいると、既成市街地の中でも、西側の郊外住宅地でも、所かまわず工場が出来てきた。「郊外地方に住まう人は、そこにいつ工場を建てられるかも知れぬと思つてびくびくして居る」¹⁴⁾状態であった。そこには、近代都市計画による土地利用規制がまだ行われていないままに、都市の工業化・近代化が野放しに進められているという現実があった。

もっとも象徴的な事件が、明治40~41年、府下渋谷村でおこった¹⁵⁾。明治40年、玉川電気鉄道(渋谷・玉川間)が開通した同村では、地主たちが、自分たちの土地を工場・貸長屋などには売却・貸与しないことを申し合わせて、東京市内の富裕層に居住を勧めた。そのため「紳士・紳商の邸宅を接し門を列ね」る高級住宅地が出現した。ところが同年、地主の1人が工場を建てたので、他の地主・住民が反対して警視庁に訴えた結果、不許可となりこれを取り壊した。

翌41年、前回は反対にまわった他の地主が、こんどは自分の土地を工場用に貸与した。居住者は「工場設置反対具申書」をその筋に提出して反対したが結局、建築の認可がおきてしまった。困った居住者50余名は、自分たちの建てた家屋の損害賠償(約60万円)を請求するというトラブルに発展した、というのである。

この事例は、明治末年という早い段階で、①居住環境を求める郊外入居者が出現したこと、②それに応えて地主が「民間の土地利用規制」をおこなったこと、③地主間で利害対立がおこったこと、④その結果「民間の土地利用規制」が破綻したこと、等をしめす興味ふかい事例となっている。そして、土地利用規制は民間では限界があり、あくまで公共の手によって行われる必要があることを強く示唆している。

都市の無秩序な郊外化に対して、コントロールする都市計画技術をもたなかったこの時代について、後日、内務省都市計画課長となった飯沼一省は「明治から大正の初期にかけては、都市計画の立場からいえば一の暗黒時代であった」とさえ述べている¹⁶⁾。

(4) 都心の形成

他方、目を中心部に転ずると、この時期、明治期にみられなかった新しい都市構造が形づくられてくる。近代的なオフィス街が丸の内にてき、ショッピング・ストリートは伝統的な日本橋地区から新たに銀座方面へと広がりを見せ、官公庁ビルが大手町・日比谷・霞が関に形成されはじめる。大正9年に工事着手された国会議事堂は、近代国家の首都の中心点を定めたといつてよい。こうして近代都市・東京の都心が形づくられていったのである。

しかし、新しい時代のニーズに比べて、東京の現実の問題山積であった。市区改正でやり残した道路は、あいかわらず未舗装で、日が照ればほこりがたち雨が降れば

泥道になる。市電はいつも満員であり、省線電車はまだ市街地を貫通していない。上水道、電気は市内はカバーしていたが、郊外までは手がまわらない。下水がもっとも遅れており、丸ビルさえも水洗便所でありながら、下水道がなく汲取りに頼るという有り様であった。

その他、都市内の治安維持のために、低所得者対策ないし社会政策的な観点から、無料宿泊所、職場斡旋所、市場、墓地、公園など、いろいろの施設・サービスが公共に対して要求される状況であった。

7. 三人のパイオニア：時代背景(3)

明治末年から大正初期にかけて、旧法成立に深く関わり「外からの力」をしっかりと受け止めた人たちがいる。旧法成立の決定的契機は、大正7年の都市計画調査会であり、そこで活躍したのは当時の都市計画界の3人のパイオニア、すなわち池田宏・関一・片岡安である。次にこれら3人を簡単に紹介しておこう。

(1) 池田宏

池田宏(明治14年~昭和14年)は、京大法科出身で、明治38年入省の内務官僚である。彼は、大正2~3年に欧米を視察し、大正3年5月から大正7年4月まで、東京市区改正委員会の幹事をつとめ、その『事業誌』をまとめている。その後、後藤新平内相の下で初代の都市計画課長となり、都市計画調査会における旧法・物法の起草とりまとめの中心人物となった。池田は、いわば市区改正から旧法に至るバトンタッチゾーンを自ら走り抜けた重要人物である¹⁷⁾。

(2) 関一

関一(明治6年~昭和10年)は、東京高等商業学校の出身で同校の教授であったが、ベルギーに留学(明治31年~34年)の後、大正3年に大阪の助役に迎えられた。大正6年春からは同市の「都市改良計画調査会」を主宰した。社会政策学会につながる関は、大正13年より大阪市長となり、独自の自治体行政を展開して、名市長といわれた。彼は、池田と並ぶ理論派行政官であり、同時に池田とは対照的に地方自治体の実践家でもあった¹⁸⁾。

(3) 片岡安

片岡安(明治9年~昭和21年)は、東大建築出身で、大阪の建築家である。大正5年、わが国最初の都市計画の大著『現代都市之研究』¹⁹⁾を公刊し、自他ともに認める斯界の権威となった。上記の都市改良計画調査会のメンバーでもあった片岡は、みづから日本建築協会を設立し、大正6年暮から都市計画の法制化にむけて運動を開始した。3人の中では唯一の民間人であり、有力な啓蒙家であった²⁰⁾。

(4) 欧米近代都市計画との接触

このうち、洋行の経験のないのは片岡だけであるが、彼は3人中もっとも早く、大正元年頃から都市計画の研

究に着手した。他方、洋行経験者の2人のうち、関は滞欧中に都市計画を研究した形跡がない。しかし、池田はデュッセルドルフ市で都市拡張計画・街路線・地域制・建築条例等の実態に触れている²¹⁾。

都市計画調査会の開かれた大正7年までの著作を調べてみると、関には、イギリス1909年法の紹介論文(大正2年)²²⁾とドイツ区画整理・地帯収用の紹介論文(大正6年)があり²³⁾、池田には、スイス市区建築計画法の紹介論文(大正7年)²⁴⁾が見られる程度である。これに対して、片岡の膨大な著作『現代都市之研究』は他を圧倒しており、パイオニアとしての片岡の重みを示すがごとくである。

彼らは、大正元～7年に、いかなる海外文献によって欧米近代都市計画を研究したのか？ 各国それぞれの歴史的・社会的背景の中でどの程度、体系的・本質的な研究をしたのか？ 各国の都市計画から学んだものは、全体的な原理なのか、断片的な手法なのか？ それは、どの国のものか？

(5) 「都市計画」へむけて

池田宏は、東京市区改正委員会のいちばん最後の幹事として、次のように市区改正を総括する。

これを要するに、市区改正事業は、開始以来約30年をけみし、3たび大戦乱にあい、3たび事業の緊縮を経、2たび戦後の躍進を見、今後、欧州戦後に3たび目の大躍進を見んとする時に際会す。…市区改正事業の前途なお遠きをみると共に、戦後の大躍進に予備すべき日は、今やようやく来たり近づかんとす。大躍進の前には大調査なかるべからず。市区改正事業を一振して、さらに第3期の大設計を定むべき機運の熟する、おそらくは永き歳月を俟つの要なからむや²⁵⁾。

これが書かれたのは、大正7年4月であり、都市計画調査会の直前にあたる。このとき池田ら内務官僚は「市区改正」の限界を乗り越えるために、当時の都市ムード・戦後ムードに乗ったかたちで、抜本的な制度改革を図ろうとしたのではないか？ それが結果的には「都市計画」となったのではなからうか？

8. 既往研究のレビュー

都市計画史の研究全体のなかで「旧法の成立期」ほどの程度、解明されているのか。次に、この分野における既往研究を大まかにレビューしておこう。

(1) 都市計画史研究

わが国の都市計画史研究は、おもに土木・建築・造園出身のいわゆるフィジカル・プランナーを中心とする都市計画研究者によって進められてきた。その研究は主として、明治期以降の都市計画の技術・制度・作品等の歴史的事象の解明と、その都市計画的意義づけに向けられ

てきた。都市計画史研究は、1970年代にはいって本格化したのが、主要な著書が刊行されたのは1980年代以降である²⁶⁾。

1970年代には、建築史出身の藤森照信と陣内秀信の、東京の歴史に関する労作が注目される。藤森の『明治の東京計画』は市区改正の立案過程とその政治・経済的意義を明らかにし²⁷⁾、陣内の『東京の空間人類学』は市街地空間に対して歴史的解釈を試みたものである²⁸⁾。

一般に、歴史研究の成熟度をしめすバロメーターとして、通史の存在があげられる。1987年に公刊された石田頼房の『日本近代都市計画の百年』は、個人の手になるわが国初の都市計画の通史であり、都市計画史研究の偉大な成果といえよう²⁹⁾。また、同年発表の同氏の『日本近代都市計画史研究序説』は、主要個別テーマに関する学術論文を編集したものである³⁰⁾。

近年では、大阪市都市住宅史編集委員会(編)の『大阪都市住宅史』³¹⁾、越沢明の『東京の都市計画』『東京都市計画物語』³²⁾、石田(編)の『未完の東京計画』³³⁾、田村明の『江戸東京まちづくり物語』³⁴⁾等の個別都市の計画史にも見るべきものが多い。また、都市計画史に関連する各種資料・史料の発掘・復刻等も進められており³⁵⁾、さらに、近接分野での都市計画史の関連研究が進んでいる。これらは、比較都市計画の研究にとっては極めて有利なことである。

ところで、本稿のテーマである「旧法の成立期」についてはどうであろうか。時期別にみると、明治期の市区改正についての研究は、上記の藤森や、近代日本政治史からの御厨貴の労作『首都計画の政治』があり³⁶⁾、また震災復興期や第2次大戦後のテーマについてもかなりの成果がある。しかし著書に限ってみると、大正期の研究は意外と少なく、また通史や個別都市計画史の中でも、旧法の成立期に関しては、いずれもごく簡単にしか触れられていないのが現状である。

但し、論文としては近年、個別分野で目立つ成果が現れ始めている。受益者負担に関する石田頼房・古里実、桜井良治の「受益者負担金」、小林重敬・炭崎勉・大場悟の「土地増価税」、加藤仁美の「物法の道路規定」、石田頼房・池田孝之の「建築線」、鈴木栄基の「建築敷地造成区画整理」等に関する諸論考は、旧法体制のそれぞれの側面に深い洞察を与えている³⁷⁾。

(2) 行政史・政治史からの旧法研究

このような中で注目されるのは、行政史・政治史の分野である。この分野では、早くから旧法の研究が進められてきた。たぶん旧法は、わが国都市計画の行政・政治を半世紀にわたって規定し続けたものとして、重要な研究テーマであったからであろう。

最初の本格的成果となったのは、1960年発表の高木鉦作「都市計画法」論文である³⁸⁾。同論文は、旧法制定

の背景を概観し、同法の性格とその運用について初めて論及した。ついで、赤木須留喜は「都市計画の計画性」論文(1968年)において、都市計画調査会の審議過程を分析し、旧法がその包括的性質を失っていった理由について分析した³⁹⁾。同論文の重要な成果のひとつは、旧法の分析において都市計画調査会の審議過程がカギとなることを明らかにした点である。

1970年代に入り、福岡峻治は「大正期の都市政策」論文(1971~72年)を発表した⁴⁰⁾。この論文は、後藤新平・池田宏らの都市研究会による「住宅・都市計画構想」の発生・展開・没落の過程を追跡し、大正期の都市政策の基本構造を明らかにしようと試みた。同時期の都市政策について、都市計画と住宅政策の両面からトータルに解明しようとした点で最初の試みであり、極めてユニークかつ積極的な意義を有するものであった。しかし、同論文は同時期の2つの審議会、すなわち都市計画調査会と社会事業調査会のうち、おもに後者の動きを中心に追跡したため、都市計画法の成立過程を解明するには至らなかった。

また、1990年代の重要な成果としては、高寄昇三の『都市経営思想の系譜』があり、都市経営の視点から旧法体制を鋭く分析しているが、旧法成立過程については触れていない⁴¹⁾。

このような中で、筆者を中心とする住宅政策史研究会は「戦前の住宅政策の変遷」に関して、1980前後から数年間にわたり研究をすすめ、一連の報告書を公刊した⁴²⁾。その基本的視点は、①わが国都市計画・住宅政策の直接的源流を大正期に求め、②両者は密接な関連性のもとに、かつ欧米近代都市計画の強いインパクトのもとに形成された、という基本的仮説に立って、都市計画史サイドからの解明を進めたものである。その点では、上記の福岡論文における基本的視点を継承発展させるものであったと言ってよい。

9. おわりに

既往研究においては、旧法の内容・運用等、つまり「プロダクトとしての旧法体制」についてはかなり解明されてきた。しかし「プロセスとしての旧法成立過程」つまり市区改正からの連続性・不連続性や、欧米近代都市計画との交点については、史的経緯さえほとんど解明されていない。とくに欧米近代都市計画との関わりについては不明な点が多いため、旧法成立過程のみならず旧法体制の分析においても、国際比較的な知見が得られていない。

筆者の見るところでは、上の解明にあたっては、旧法成立過程をある種の運動として捉える視点が欠如していたのではないか。運動としてみるならば当然、その推進者は誰かということになる。これまでの研究成果からは、

池田宏・関一・片岡安の3人が欧米近代都市計画との出会いの中で、都市計画を進めたことが知られている。

しかし、彼らは多くの著作を残しているにもかかわらず、肝心の旧法成立過程については、ほとんど触れていないのである。関一は直接には何も述べていない。旧法の起草者である池田宏も「都市計画法の由来と都市計画」論文(昭和6年)の中で、都市計画調査会の直前の事情に関しては記しているが、それに至った大きな流れについては何も述べていない⁴³⁾。

最後は片岡安であるが、彼に関する研究は3人の中でいちばん遅れている。建築家としての片岡は、ついに建築史の研究対象にはならなかった。また、大阪都市計画史や関一研究の文脈では、片岡にふれる研究者もいたが、彼と旧法成立過程との関係については、どういふ訳か十分な注意が払われなかった。しかし筆者は、片岡安こそ旧法成立過程のカギをにぎる者である、という見通しに立ち、大正初期における彼の思想と活動を跡づけることにより、東京市区改正から都市計画調査会にいたる道筋を解明しつつある⁴⁴⁾。

いずれにせよ、旧法成立過程の研究上のポイントは、明治期以来のわが国固有の「都市計画技術の萌芽」と欧米近代都市計画とのダイナミックな関係を見きわめることであり、そこでは「都市計画技術の進歩とは何か?」が問われる。また、旧法体制の研究上のポイントは、わが国近代都市計画の特質を洗い出すことであり、「一国の都市計画の基本的性格とは何か?」を問うことである。これらは、まさに都市計画学における永遠の課題であるといえよう。

注

(本稿では、邦語文献の発行年は元号による)

- 1) Anthony R. Sutcliffe, *Towards the Planned City: Germany, Britain, the United States and France, 1780-1914* (Oxford: Basil Blackwell, 1981).
- 2) 渡辺俊一【比較都市計画序説: イギリス・アメリカの土地利用規制】(三省堂, 昭和60年) 序章「比較都市計画研究の視点と方法」pp.1-18.
- 3) Anthony R. Sutcliffe (ed), *Metropolis, 1890-1940* (London: Mansell, 1984).
- 4) 次の文献を参照した。石田頼房「日本近代都市計画史における海外都市計画との接点について」『都市計画』No.133(昭和59年) pp.37-41、(同再録)石田頼房『日本近代都市計画史研究』(柏書房, 1987年) 第2章。
- 5) 渡辺俊一【アメリカ都市計画とコミュニティ理念】(技報堂, 1977) pp.165-166.
- 6) 資料は次によった。東京市区改正委員会(編)『東京市区改正事業誌』(同委員会, 大正8年)。
- 7) 明治21年8月16日, 勅令第62号, 明治22年1月1日施行。なお, 同条例は, 現在の地方自治法による「条例」ではなく, 実質的には法律にあたる勅令であった。
- 8) 明治22年1月28日, 勅令第5号。

- 9) 池田宏『都市計画法制要論』(都市研究会, 大正10年) pp.120-121.
- 10) 『東京市区改正事業誌』 pp.119-121.
- 11) 『同』池田宏の序文, p.2, 原文はカタカナ。漢字・句読点・仮名遣い等を修正した(以下, 本稿の長文引用においては同様。引用者)。
- 12) 『同』参考第4号「東京市区改正事業財源調」p.8.
- 13) 内務大臣官房都市計画課「都市計画調査委員会議事速記録:付 特別委員会議録」(東京市政調査会蔵, 日付無) 第3回都市計画調査会(大正7年12月7日午前) p.106.
- 14) 『同』都市計画調査会調査要綱特別委員会(大正7年7月9日) p.16.
- 15) 「全村立退の覚悟 地主対居住者の争ひ 損害賠償約六十万円」『東京日誌』(明治41年4月22日)。
- 16) 飯沼一省『都市計画』(常盤書房, 昭和9年) p.4.
- 17) 池田宏(著)・宮沢子五郎(編)『池田宏都市論集』(池田宏遺稿集刊行会, 昭和15年)。渡辺俊一・定行恭宏「池田宏伝: 試論①~⑩」『土地住宅問題』Nos.56-73(昭和58年1月~昭和59年6月)。(同再録) 福本英三・渡辺俊一(編)『都市計画パイオニアの歩み』(都市計画協会, 昭和61年) 第2部「池田宏伝記」 pp.139-228。都市政策史小委員会(渡辺俊一:文責)『資料:池田宏旧蔵図書リスト』『都市計画』No.139(昭和60年) pp.94-100.
- 18) 『関文庫目録』(大阪商科大学, 昭和10年)。関一「都市政策の理論と実際」(三省堂, 昭和13年;復刻版, 都市問題研究会, 昭和41年)。故大阪市長関一博士遺徳顕彰委員会(編)『関市長小伝:銅像建立記念』(同委員会, 昭和31年)。関一研究会(編)『関一日記:大正昭和初期の大阪市政』(東大出版会, 昭和61年)。芝村篤樹『関一:都市思想のパイオニア』(松籟社, 平成元年, しょうらい社人物双書2)。
- 19) 片岡安『現代都市之研究』(建築工芸協会, 大正5年)。
- 20) 井関九郎(編)『大日本博士録(第5巻)』(発展社, 昭和5年)「片岡安」の項。「故片岡会長略経歴」『日本建築協会会報』No.6(昭和21年11月) p.1.
- 21) 池田宏「独立自治体経営の精神及長所(4回連載)」『斯民』9:5-9(大正3年8月~12月)。
- 22) 関一「花園都市ト都市計画」『法学新報』23:1(大正2年1月) pp.20-40.
- 23) 関一「市街地区画整理制度及地域的土地収用制度」『国民経済雑誌』23:1-2(大正6年)。
- 24) 池田宏「瑞西市区建築計画法」『京都法学会雑誌』13:11(大正7年11月) pp.126-135.
- 25) 『東京市区改正事業誌』 p.121.
- 26) 都市計画史研究会(渡辺俊一文責)「1970年代における都市計画研究の趨勢:都市計画史」『都市計画』No.120(昭和56年2月) pp.23-29。渡辺俊一「1982年にける都市計画研究の趨勢:都市計画史」『都市計画』No.127(昭和58年6月) pp.57-59。越沢明「(研究展望)近代都市史研究と都市計画」『建築年報』(日本建築学会, 平成4年) pp.23-24.
- 27) 藤森照信『明治の東京計画』(岩波書店, 昭和57年)。
- 28) 陣内秀信『東京の空間人類学』(築摩書房, 昭和60年)。
- 29) 石田頼房『日本近代都市計画の百年』(自治体研究社, 昭和57年, 現代自治選書)。
- 30) 石田頼房『日本近代都市計画史研究』(柏書房, 昭和57年)。
- 31) 大阪市都市住宅史編集委員会(編)『まちに住まう:大阪都市住宅史』(平凡社, 平成元年)。
- 32) 越沢明『東京都市問題物語』(日本経済評論社, 平成3年, 都市叢書)。越沢明『東京の都市計画』(岩波書店, 平成3年, 岩波新書200)。
- 33) 石田頼房(編)『未完の東京計画:実現しなかった計画の計画史』(築摩書房, 平成4年, ちくまライブラリー68)。
- 34) 田村明『江戸東京まちづくり物語』(時事通信社, 平成4年)。
- 35) 資料の発掘の代表例としては, 前出の『関一日記』, 「池田宏旧蔵図書リスト」等があり, 復刻例としては次がある。『東京都市計画資料集成(明治大正篇)』(本の友社, 昭和62年)。『都市公論』(不二出版)。『区画整理』, 『都市計画要鑑』, 『日本近代建築・土木・都市・住宅雑誌目録総覧』(いずれも柏書房)。その他の例としては次がある。都市計画協会(編)『近代日本都市計画年表』(同協会, 平成3年)。
- 36) 御厨貴『首都計画の政治:形成期明治国家の実像』(山川出版社, 昭和59年, 近代日本研究双書)。
- 37) 石田頼房・古里実『京都市都市計画道路事業受益者負担金反対運動(1924-1940)について』『都市計画学会論文文集』No.15(昭和55年) pp.25-30。小林重敬・炭崎勉・大場悟「旧都市計画法制定前後期における土地増価税の制度化動向に関する研究」『同論文集』No.16(昭和56年) pp.67-72。桜井良治「旧都市計画法期における受益者負担金制度の問題点に関する考察」『同論文集』No.19(昭和59年) pp.235-240。加藤仁美「市街地建築物法における道路規定の成立経緯に関する研究:幅員9尺規定の由来について」『同論文集』No.24(昭和64年) pp.583-588。石田頼房・池田孝之『「建築録」計画から地区計画への展開』(東京都立大学都市研究センター, 昭和59年)。鈴木栄基「戦前における「建築敷地造成土地区画整理」の実態とその考察」『都市計画』No.151(昭和63年3月) pp.64-73.
- 38) 高木鉦作「都市計画法」『日本近代法発達史9』(勁草書房, 昭和35年)。
- 39) 赤城須留喜「都市計画の計画性」『都市構造と都市計画』(東京都立大学都市研究会編, 東京大学出版会, 昭和43年) pp.499-566.
- 40) 福岡峻治「大正期の都市政策:住宅・都市計画構想の展開(1)(2)(3)」『東京都立大学法学会雑誌』11:2, 12:1, 13:1(1971年3月, 10月, 1972年10月)。(同再録) 福岡峻治『東京の復興計画:都市再開発行政の構造』(日本評論社, 平成3年) 第1部「大正期の都市政策:住宅・都市計画構想の展開」 pp.13-188.
- 41) 高寄昇三『都市経営思想の系譜』(勁草書房, 平成2年)。
- 42) 住宅政策史研究会(渡辺俊一文責)「戦前の住宅政策の変遷に関する調査(1):都市研究会のオピニオン・リーダー達」(日本住宅総合センター, 昭和55年11月) 77 pp. 同「(2):内務省社会局の住宅政策」(同, 昭和56年11月) 94 pp. 同「(3):戦前東京の市街地形成」(同, 昭和58年1月) 117 pp. 同「(4):戦前郊外化の諸相」(同, 昭和58年11月) 96 pp. 同「(5):戦前住宅政策キーワード50」(同, 昭和59年11月) 72 pp. 同「(6):戦前住宅政策文献ガイド」(同, 昭和60年11月) 88 pp.

-
- 同『同(7):戦前住宅政策文献ガイド(戦後編)』(同, 昭和61年11月) 51 pp. 同『同(8):まとめ:戦前住宅政策の成立と展開』(同, 昭和63年1月) 96 pp.
- 43) 池田宏「都市計画法の由来と都市計画」『都市公論』14: 11 (昭和6年11月). (同再録)『池田宏都市論集』「都市計画法の由来と都市計画」.
- 44) 渡辺俊一「片岡安の『都市計画運動』に関する史的考察」『日本都市計画学会論文集』No.19 (1984年11月) pp. 229-234. 同「片岡安の都市計画論とその成立過程: 都市計画調査会での『池田・片岡論争』との関連において」『同論文集』No.20 (1985年11月) pp.31-36. 同「法案条文からみた旧都市計画法の成立過程: 都市計画調査会から都市計画法案まで」『同論文集』No.21 (1986年11月) pp.109-114. 同「旧都市計画法の成立過程における『大阪市街改良法草案』の位置」『同論文集』No.22 (1987年11月) pp.109-114. (再録)同「旧都市計画法の成立過程」『建築研究報告』No.122 (1989年6月) 52 pp. (1993.3.9 受付)
-